

「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（素案）」  
に対する府民意見等の募集の結果について（案）

平成16年3月

大阪府環境農林水産部環境指導室

- |           |  |     |
|-----------|--|-----|
| 1. 募集対象項目 | 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（素案）  |     |
| 2. 募集期間   | 平成16年1月16日（金）～平成16年2月16日（月）  |     |
| 3. 募集方法   | 「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、所定様式（所定様式以外に氏名等必要事項等を記載する場合も可）により、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、府民及び団体等から意見・提言を募集。 |     |
| 4. 意見数等   | 意見件数（趣旨・内容毎に分類した件数）<br>(意見件数の分類)   | 21件 |
|           | 第1章 策定趣旨及び基本方針   | 4件  |
|           | 第2章 P C B 廃棄物の現状と処分の見込量  | 2件  |
|           | 第3章 P C B 廃棄物の処理体制の確保  | 7件  |
|           | 第4章 P C B 廃棄物による環境汚染の防止  | 8件  |

## 第1章 策定趣旨及び基本方針

	意見の概要	意見に対する考え方
1	高温焼却施設で処理する計画が進められたが実現しなかったとあるが、高温焼却による処理の実例はあること及び高温焼却技術が化学処理とともに認定技術であることから、立地の問題により実現しなかったと表現したほうがよい。	概要版の表現はご指摘の通りですが、処理計画（素案）では「焼却処理に対する住民の理解が得られず、実現されませんでした。」と記載しています。
2	低濃度P C B汚染物の処理については、「P C B廃棄物特別措置法」の施行後に判明した事実であり、この処理期限に関しては、平成28年7月までの期限とは現時点で区分した方がよい。	P C B廃棄物処理の重要性に鑑み、法の処理期限内に処理する必要があると考えて計画しています。
3	ダイオキシン特措法に触れられていないのは問題である。P C B廃棄物の処理を考える場合P C Bの含有だけでなくダイオキシン類のコプラナーP C Bを含有していること、漏洩などで環境を汚染する恐れのあることを強く意識し注意する必要がある。	P C BにはコプラナーP C Bが含まれているとの認識に立ち、漏洩等による環境汚染を防止するため、P C B廃棄物を確実かつ適正に処理することを目的にこの計画を定めています。
4	負の遺産を早急に処理する必要から、大阪府として他府県に先駆けて処理計画（案）を作成され、広く府民等に周知をされることに感謝します。	今後もP C B廃棄物の早期処理に向けて周知に努めることとしています。

## 第2章 P C B廃棄物の現状と処分の見込量

	意見の概要	意見に対する考え方
5	P C B廃棄物の保管量に関して、機器の台数だけでなくP C B重量、その中のコプラナーP C B重量、そのT E Q量を正確に調査・把握し公表する必要がある。	この計画ではP C Bを含有している機器（P C B廃棄物）の台数を正確に把握し、その全てが処理期限内に計画的に適正に処理されることを目指しています。
6	環境省が総務省の行政監察を受けP C B廃棄物保管状況の把握の改善を勧告されているが、府も抜本的な改善の方策を講じるべき	この計画ではこのたびの総務省の勧告を厳正に受け止め「大阪府等では今後一層の実態把握に努め、P C B廃棄物の

	きである。	適正な保管と届出書の提出を指導する」とともに未把握の事業場についても関係機関からの情報の入手等改善方策の検討に努めることとしています。
--	-------	---

### 第3章 P C B 廃棄物の処理体制の確保

	意見の概要	意見に対する考え方
7	早期に受入計画を策定するとあるが、大阪事業は平成18年4月から処理開始であり、大阪府関係はその2年後としていることから、受入計画策定の期限を処理開始の2年前程度に設定すべきではないか。	環境事業団大阪事業における処理対象物は、近畿2府4県のP C B 廃棄物であり、大阪市域分も含まれています。よって、環境事業団が近畿全体の受入計画を早期に策定するよう大阪府が働きかけることとしています。
8	拠点的広域処理施設においてP C B 廃棄物の処理が促進されるためには、処理費用が問題であり、処理費用について環境事業団への費用低減の申し入れを明記すべきではないか。	ご指摘の通りP C B 廃棄物の処理促進のためには、保管事業者が負担しうる処理費用の設定が必要であると考えます。 については、第3章第1節2（1）の文 章の最後に「また、処理費用の低減につ いて環境事業団及び国に働きかけま す。」を加えます。
9	景気も底打ちと言われているものの、企業の存続ができない保管事業者が発生する可能性もあるので、処理費の積み立て制度（可能であれば制度の義務化）を設立することを提案します。	P C B 廃棄物のみならず産業廃棄物は事業者自ら処理しなければならないことが法により定められており、保管事業者がその必要に応じて各自積み立てを実施することが適切であると考えます。
10	処理施設への計画的な搬入に当たっては、「（環境事業団が）保管事業者等に周知及び積極的な勧誘を実施するよう働きかけます」とあるが、保管事業者等への周知に当たっては、文書送付及び説明会の開催、場合によっては個別説明会等を通じて確実に周知されるよう要望します。	ご指摘の通りP C B 廃棄物の期限内処理のためには保管事業者等の理解が不可欠ですので、十分な周知を図るよう環境事業団に働きかけますとともに、大阪府等もホームページ等を通じて確実な周知に努めます。

11	搬入に当たっては、保管事業者等の経済事情及び保管場所の状況等を鑑みて柔軟に対応できる体制作りが必要と考える。	環境事業団大阪事業の実施に当たってはご指摘の点を踏まえ、確実かつ円滑な処理が推進されるよう近畿ブロック協議会等を通じて必要な体制作りに努めます。
12	P C B廃棄物の運搬・搬入におけるモニタリング、処理過程の環境モニタリング、作業環境モニタリングの信頼性を大幅に向上させる必要がある。	収集・運搬における安全性確保のため緊急時の対応等について近畿ブロック協議会や環境事業団と連携して整備することとしています。 また、環境モニタリングについては「大阪市P C B廃棄物処理事業監視委員会」が設置されており、これを通じてチェック及び監視する体制が整備されています。
13	環境事業団が整備する大阪P C B廃棄物処理施設設置工事の業者選定過程が不明朗であり選定理由を具体的に明らかにする必要がある。また、環境事業団本部処理事業検討委員会の審査過程を全面公開すべきである。	選定理由や審査過程については、環境事業団のホームページ上に公開されています。

#### 第4章 P C B廃棄物による環境汚染の防止

	意見の概要	意見に対する考え方
14	届出済み事業場に対しても特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を強く指導があるが、P C B廃棄物の管理は特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び管理として既に指導を受けており、改めての指導を明記する必要はないのではないか。	届出済みであっても人事異動等により特別管理産業廃棄物管理責任者が未設置となること等もありますので、再度指導の徹底を図ることを明記しています。
15	不法投棄や処理体制ができない業者に対しては罰金や会社名の公開など厳しく処分してほしい。	この計画では、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、P C B廃棄物特別措置法及び循環条例等関係法令に照らし厳正に対処することとしています。

16	P C B 含有機器使用事業者に対し早期転換を促すよう指導とあるが、平成28年7月までに処理を目指すのであれば、使用期限を定めた上で、その期限までに転換を完了するように指導した方がよいのではないか。	P C B 廃棄物特別措置法や電気事業法においても使用中止の規定がありますが、この計画では使用事業者の理解を得て早期に転換が促進されるよう周知及び指導に努めることとしています。
17	P C B 廃棄物の収集・運搬者については、P C B は特に取扱いに注意を必要とする物質であるので、廃棄物処理法に定める業の許可に加えて、一定の資格要件を付加し、これを満たす事業者名を開示するようにした方がよい。	P C B 廃棄物の収集・運搬に当たっては安全確保が何よりも重要であり、廃棄物処理法に定める資格要件を具備することはもとより国が定める種々の基準を満足する必要があります。 なお、廃棄物処理法による許可を受けた場合、処理業者名は開示されています。
18	法律では極微量のP C B が混入していてもP C B 廃棄物扱いとなっているが、P C B 廃棄物の卒業基準はあっても入口基準がないので、是非ともこの機会に入口基準を制定するよう国に要望していただきたい。	ご指摘の入口基準の明確化が低濃度P C B 汚染物対策の上で重要と考えます。この計画では、この指摘の点を含め極微量のP C B が混入している低濃度P C B 汚染物の処理に必要な対策を早急に取り組むよう国に要望していくこととしています。
19	P C B を使用していないトランク等重電機器の一部が微量のP C B に汚染されていた問題については、全産業が大いに関わる問題であることから計画書により明確な具体策を打ち出すべきではないか。	国の「低濃度P C B 汚染物対策検討委員会」での検討結果に基づき、今後の具体的な指導等を実施することが適切であると考えます。 このため、計画では早期に検討結果を提示し必要な対策に取り組むよう国に要望することとしています。
20	国の基本計画に記載している「P C B の使用された部品を含む家電製品の処理」についての記載がないが、府の計画として記載する必要があるのではないか。	テレビ、電子レンジ、エアコンについてのP C B を含む低圧コンデンサはメーカーにより回収され、そのメーカーのP C B 廃棄物として保管及び届出がなされています。 計画には記載していませんが、当然今後もメーカーにおいて継続した取組み

		が進められると考えます。
21	正蓮寺川のP C B汚染の原因が企業の不法投棄であることが明らかにされたと聞く。については当河川のP C B汚染の原因を改めて明らかにし、その責任の所在を追求すべきである。	ご指摘の点につきましては、高速道路建設に伴い大阪府及び事業者が調査した結果、投棄者を特定できなかったと報告されています。

## 処理計画（素案）の修正について

### 第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

#### 第1節 環境事業団による拠点的広域処理施設

##### 1 環境事業団による拠点的広域処理施設の整備

近畿2府4県における環境事業団による拠点的広域処理施設は、大阪市此花区に設置され、今後都市計画審議会及び廃棄物処理法による産業廃棄物処理施設設置許可等の手続が順次進められ、平成18年4月に処理が開始される予定です。大阪府はこの拠点的広域処理施設の設置が推進されるよう協力するとともに、近畿ブロックの府県及び保健所設置市（11市）により構成している「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」（以下「近畿ブロック協議会」という。）と連携して、円滑な事業運営が図られるよう努めます。

##### 2 確実な処理のための体制整備の方策

###### （1） 拠点的広域処理施設への計画的な搬入

環境事業団により現在整備中の拠点的広域処理施設において、期間内にPCB廃棄物を処理するためには、大阪市内のPCB廃棄物を平成18年4月から当初2年間に先行処理を実施し、大阪市を除く近畿ブロック各府県のPCB廃棄物は、その後順次処理することとされています。大阪府及び府内保健所設置市（大阪市を除く。以下「大阪府等」という。）は、環境事業団に対し早期に受入計画を策定するとともに、保管事業者等に周知及び積極的な勧誘を実施するよう働きかけます。

具体的な搬入調整に当たっては、大阪府等の実情に即した取扱いがなされるよう近畿ブロック協議会と環境事業団との間で受入調整を行い、円滑な処理を推進する体制の整備に努めます。

また、当初2年間でも、不法投棄された物やPCBが漏出し生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合などについては、環境事業団による処理ができるよう近畿ブロック協議会において協議します。

こうした取り組みと同時に、大阪府等は拠点的広域処理施設においてPCB廃棄物の適正処理が促進されるように、保管事業者に対して、早期処理に向けての意識向上を図り、適正処理の指導を行います。

(追記) また、処理費用の低減について環境事業団及び国に働きかけます。

###### （2） 中小企業者保管物の早期処理の促進

## 第4章 PCB廃棄物による環境汚染の防止

### 第1節 PCB廃棄物による環境汚染の防止

#### 2 不法投棄の未然防止

不法投棄の未然防止のため、関係事業者・土地所有者等への周知徹底や不法投棄の発生地域での監視活動の一層の強化に努めます。

特にPCB廃棄物は工場等の建築物の増改築や解体時に、誤って処分されたりする可能性があるため、PCB廃棄物が他の産業廃棄物に混在することのないよう事前にチェックを行うなど建築業者、解体業者等に対してPCB廃棄物の適正処理について周知啓発に努めます。

(修正) さらに、平成16年1月全面施行された「大阪府循環型社会形成推進条例」(以下、「循環条例」という。)についても、土地所有者等の責務について周知に努めます。

また、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB廃棄物特別措置法及び循環条例等関係法令に照らし厳正に対処することとします。

-14-

### 第2節 収集運搬体制の安全性確保

#### 収集・運搬時の安全性確保

PCB廃棄物を保管事業者から環境事業団の処理施設に搬入するに当たっては、現行法令の遵守はもとより安全性に配慮したより慎重な対応が求められます。

(修正) 国においては廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準が定められ、現在収集・運搬に係る技術的な方法や留意事項を定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の策定作業が進められています。

こうした動向を踏まえ、今後、大阪府等はPCB廃棄物の収集・運搬を行う者（許可業者及び自社運搬者）に対して、処理基準の遵守やガイドラインを周知するとともに、適切な指導監督を行い安全性の確保を図ります。

また、収集・運搬時の安全性確保のためには、収集・運搬時の作業管理や運搬時の運行管理が重要ですので、大阪府等は、(社)大阪府産業廃棄物協会と連携して、説明会を開催する等収集・運搬の実施にあたって、必要なノウハウを提供するように努めます。

-15-

---

---

# **大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画**

## **(素案)**

---

平成16年1月

大 阪 府

## = 目 次 =

### 第1章 策定趣旨及び基本方針

第1節 策定の趣旨 -----	1
1 策定の趣旨 -----	1
2 経緯 -----	1
3 大阪府における取り組み -----	3
第2節 基本方針等 -----	4
1 基本方針 -----	4
2 計画期間 -----	4
3 他計画との関係 -----	4

### 第2章 P C B 廃棄物の現状と処分見込量

第1節 保管量 -----	6
第2節 保管事業者の状況 -----	7
第3節 使用量及び処分見込量 -----	7

### 第3章 P C B 廃棄物の処理体制の確保

第1節 環境事業団による拠点的広域処理施設 -----	9
1 環境事業団による拠点的広域処理施設の整備 -----	9
2 確実な処理のための体制整備の方策 -----	9
(1) 拠点的広域処理施設への計画的な搬入 -----	9
(2) 中小企業者保管物の早期処理の促進 -----	9
(3) P C B 処理事業の環境保全対策及び情報公開 -----	10
第2節 その他のP C B 廃棄物処理施設 -----	12
1 自社処理施設 -----	12
2 低圧機器等P C B 汚染物の処理施設 -----	12

### 第4章 P C B 廃棄物による環境汚染の防止

第1節 P C B 廃棄物による環境汚染の防止 -----	13
1 事業者によるP C B 廃棄物の適正保管の徹底 -----	13
2 不法投棄の未然防止 -----	14
3 使用中機器の適正処理の推進 -----	14
第2節 収集運搬体制の安全性確保 -----	14
第3節 その他の重要事項 -----	15

# 第1章 策定趣旨及び基本方針

---

## 第1節 策定の趣旨

### 1 策定の趣旨

この計画は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B廃棄物特別措置法」という。）第7条の規定に基づき策定するものであり、大阪府内（大阪市内を除く、以下同じ。）のP C B廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、確実かつ適正なP C B廃棄物の処理の推進を図ることを目的とします。

### 2 経緯

#### 経緯

P C B<sup>\*1</sup>は不燃性で、電気絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなどの特性を持つことから、熱媒体やトランス及びコンデンサの絶縁油など幅広い用途に使用されてきました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件<sup>\*2</sup>をきっかけに、昭和47年に製造が中止されるとともに適正保管が義務づけられ、昭和48年には、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定され、翌年以降P C Bの製造・輸入・使用が原則禁止となりました。

その後、昭和51年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）施行令が改正され、P C B廃棄物の埋立処分及び海洋投入処分が禁止されるとともに、高温焼却処理（1,100℃以上）することが定められ、（財）電気絶縁物処理協会によって、高温焼却施設で処理する計画が進められましたが、焼却処理に対する住民の理解が得られず、実現されませんでした。

一方、この計画とは別に昭和62年から平成元年にかけ、鐘淵化学工業（株）高砂工場において自社の液状P C B5,500トンの高温焼却処理が行われましたが、その後は各事業者がP C B廃棄物の保管を余儀なくされる状況が長期に渡って続いています。

---

※1 この計画中では正式名であるポリ塩化ビフェニルをP C B（ピーシービー）と表記します。

※2 食用油の製造過程において熱媒体として使用されたP C Bが混入し、この油を食用に供した人達に健康被害が発生したもの。

このような状況の中、P C B廃棄物は平成4年の廃棄物処理法の改正により特別管理産業廃棄物に指定されるとともに、その保管事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること等のより厳格な責任が課され、適正な管理が義務付けられました。P C B廃棄物の処理方法についても、平成9年には焼却処理以外に脱塩素化分解法等の化学処理が認められ、平成11年以降、全国数ヶ所において自社保管分の化学処理が行われています。

また、近年、世界的にも環境中での残留性が高いP C B、D D T、ダイオキシン類等については、国際的に協調してそれらの廃絶、削減等を行う必要性があることから、平成13年5月「残留性有機汚染物質（P O P s）に関するストックホルム条約」が採択され、P C Bについては、平成37年（2025年）までに使用を全廃し、平成40年（2028年）までに適正に処分すること等が定められています。

#### 近年の状況

このような状況から、国においては、P C B廃棄物についてこれまでの保管から処理に向けて一歩踏み込んだ取組みを図るため、平成13年6月にP C B廃棄物特別措置法を制定し、保管事業者に対する保管状況等の届出や平成28年7月までの適正処理の義務づけ、処理施設設置等に向けての体制整備を行うこととしました。

また、これと同時にP C B廃棄物の適正処理推進のため、環境事業団法も改正され、環境事業団\*によるP C B廃棄物処理事業の実施やP C B廃棄物処理基金の設置等の対策が進められることとなりました。現在、環境事業団による拠点的な広域処理施設の整備が各地で進められており、地元の地方公共団体等との調整の結果、平成13年11月に北九州市で西日本17県分を処理する事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市、東京都における事業が認可されました。平成15年2月には北海道事業と大阪事業が認可され、現在32都道府県を対象とする広域処理施設が整備されつつあります。

こうした中、近畿圏においては、大阪市が平成13年6月にP C B廃棄物処理基本計画を策定し、環境事業団が行うP C B処理事業について、処理施設の市内立地への協力を表明し、平成15年2月には環境事業団による「大阪P C B廃棄物処理事業実施計画」が環境大臣により認可されました。

---

\* 環境事業団は、昭和40年に「公害防止事業団」として設立され、大気汚染などの産業公害を防止するため工場移転などの事業を行ってきましたが、法改正により平成13年からP C B廃棄物処理事業が加えられました。

また、環境事業団の業務は、平成16年4月1日よりP C B廃棄物処理事業は特殊会社である日本環境安全事業株式会社に、P C B処理基金は独立行政法人環境再生保全機構にそれぞれ承継されます。

この実施計画では、大阪P C B廃棄物処理施設は大阪市此花区に設置され、近畿2府4県の高圧トランス、高圧コンデンサ、廃P C B及びP C Bを含む廃油について1日当たり約2トン（P C B分解量として）の処理を平成18年4月から開始し、平成27年3月に終了する予定となっています。また、実際の処理にあたっては、大阪市の受入条件等を踏まえ、当初2年間は大阪市域分の処理を優先する他、処理方式については、安全性を配慮した化学処理が採用されることとなっています。

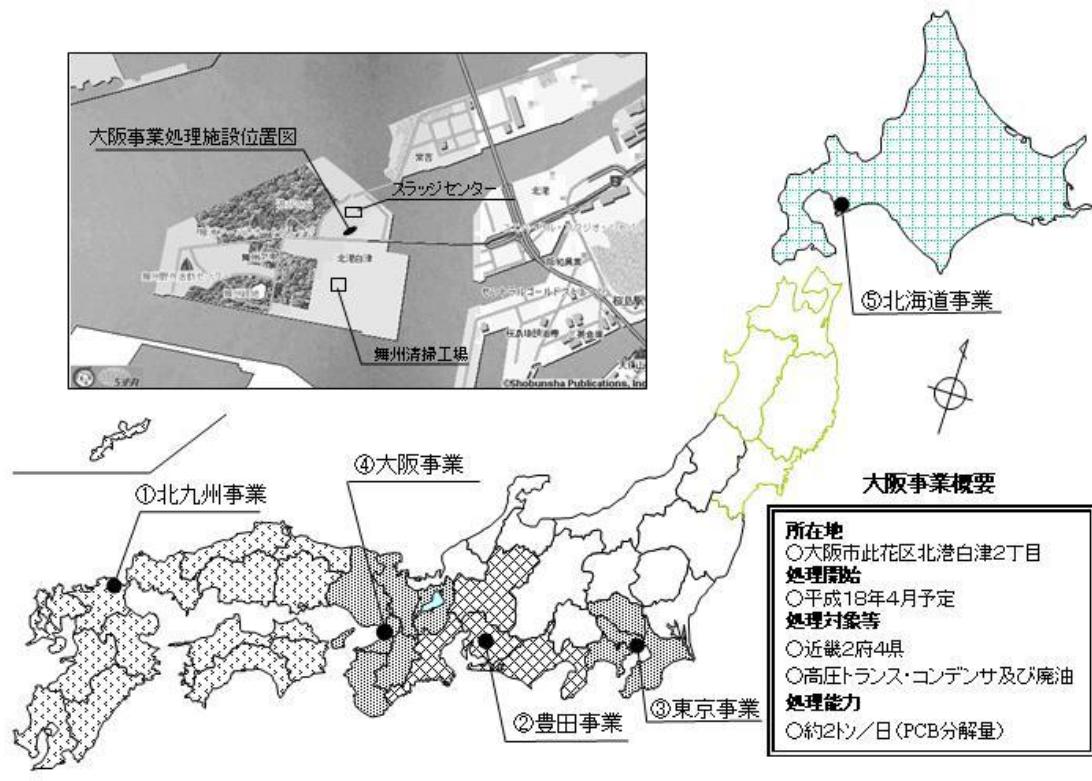


図1-1 環境事業団によるP C B廃棄物処理事業

### 3 大阪府における取り組み

大阪府では、母乳中のP C B含有量の測定を昭和48年から、河川など公共用水域におけるP C B濃度の測定を昭和50年から、生物を指標とした生物モニタリング調査を昭和55年から実施することなど、P C Bによる環境汚染等の状況を把握することに取り組んできました。

また、P C B廃棄物の保管事業者に対しては「P C B廃棄物適正保管マニュアル」（平成8年制定）及びリーフレットを作成し、周知するとともに、立入検査等により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置やP C B廃棄物の適正保管を指導してきました。また、平成13年以降はP C B廃棄物特別措置法に基づく届出を指導し、P C B廃棄物の実状把握に努めています。

さらに、P C B 廃棄物の移動については、収集運搬業者がなく自社運搬しかできない現状にかんがみ、移動に際してのリスクを回避するため、平成14年3月に「P C B 廃棄物の移動に対する指導要領」を作成し、指導を行っています。

## 第2節 基本方針等

### 1 基本方針

P C B 廃棄物による環境汚染を防止し、府民の健康保護及び府域の生活環境の保全を図るため、次の事項を基本方針として、P C B 廃棄物の適正処理対策を進めます。

- ① 大阪府内において保管されているP C B 廃棄物及び使用中であるP C B が含まれる製品の全量を「P C B 廃棄物特別措置法」が定めるP C B 廃棄物の処理期限である平成28年7月までに処理を完了します。
- ② P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理及び処理が完了するまでの間の適正保管のための取り組みの徹底を図ります。
- ③ 国、府、近畿の関係府県市、保管事業者、処理業者、環境事業団等多くの関係者の連携・協力により円滑な事業の推進を図ります。

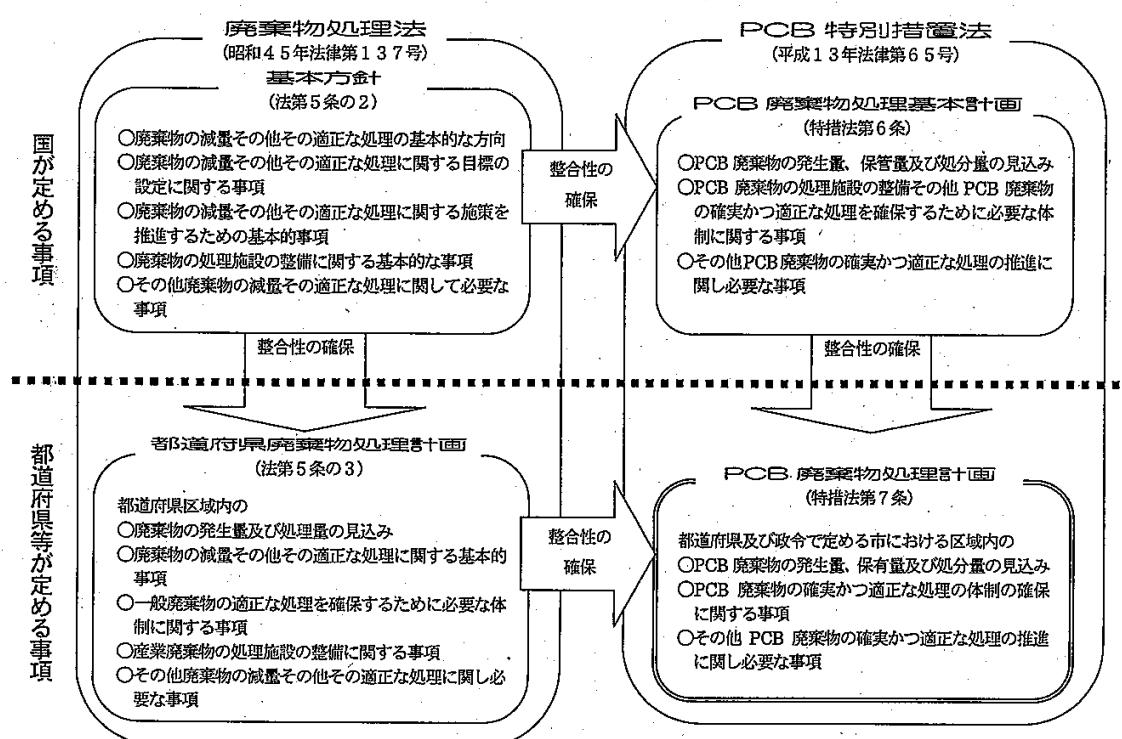
### 2 計画期間

この計画は、平成15年度を初年度とし、P C B 廃棄物特別措置法に定めるP C B 廃棄物の処理期限である平成28年度を目標年度とします。

また、5年ごとに予定されている国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の見直しや社会情勢の変化などにも対応できるよう、必要に応じてこの計画を見直すこととします。

### 3 他計画との関係

この計画は、廃棄物処理法第5条の3に基づき廃棄物の処理の目標を定め、府民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組むための規範となる計画として大阪府が策定した「大阪府廃棄物処理計画」(平成14年3月策定) 及びP C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的、計画的に推進するため、P C B 廃棄物特別措置法第6条に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(平成15年4月策定) に則して策定しています。



(環境省作成図引用)

図1-2 大阪府PCB廃棄物処理計画と他計画との関係

## 第2章 PCB廃棄物の現状と処分見込量

### 第1節 保管量

#### PCB廃棄物と保管状況等の届出

PCB廃棄物とは、PCB廃棄物特別措置法では『ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。』と定義されています。具体的には、PCB廃油だけでなくPCBを含有する絶縁油を封入しているトランジットやコンデンサなどの電気機器、PCB油が付着した金属容器や染み込んだウエス（ボロ布）などがPCB廃棄物に該当し、これらを保管する事業者は、毎年PCB廃棄物の保管状況等を所管する知事又は保健所を設置する市長に届け出ることが義務付けられています。

#### PCB廃棄物の現況

この計画では、府域に保管されているPCB廃棄物のうち、大阪市域分を除いたものを処理対象としていますが、PCB廃棄物特別措置法第8条の規定に基づき届出された平成14年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、表2-1のとおりです。

大阪府内には、高圧トランジット・高圧コンデンサが全国の保管量の約5%に当たる約11,800台が保管されており、低圧トランジット・低圧コンデンサは、全国の保管量の約21%に当たる約30万台が保管されています。また、安定器は全国の約6%に当たる約30万台、感圧複写紙は全国の約10%に当たる約65トンが保管されています。



安定器  
高圧コンデンサ

図2 PCB廃棄物の種類例

表2-1 PCB廃棄物の保管状況 (平成14年3月31日現在)

廃棄物の種類	大阪府(大阪市を除く。)						(参考) 全国	
	保管事業場数	うち中小企業者等	%	保管量	うち中小企業者等	%	保管事業場数	保管量
高圧トランス	88	19	22	622 台	43	7	1,804	15,077 台
高圧コンデンサ	2,142	1,022	48	11,188 台	1,946	17	40,412	242,339 台
低圧トランス	12	0	0	402 台	0	0	270	38,121 台
低圧コンデンサ	247	6	2	300,752 台	44	0	2,624	1,367,724 台
柱上トランス	5	0	0	81,400 台	0	0	103	1,772,563 台
安定器	431	11	3	307,419 個	3,931	1	11,273	4,824,973 個
廃PCB	6	2	33	971 kg	848	87	186	171 t
PCBを含む廃油	43	4	9	25,327 kg	21	0	599	163,632 t
感圧複写紙	10	0	0	65,184 kg	0	0	363	662 t
ウエス	19	0	0	147 kg	0	0	494	239 t
汚泥	1	0	0	1,180 kg	0	0	138	19,005 t
その他の機器等	42	2	2	1,752 台	6	0	1,474	233,534 台

注1) 廃PCB及びPCBを含む廃油については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、

1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

注2) 中小企業者等とは中小企業支援法による中小企業及び中小企業が事業の廃止により個人となったもの。

注3) 全国の数値は国の集計結果

## 第2節 保管事業者の状況

大阪府内の保管事業場には、多量にPCB廃棄物を保管している事業場もあり、高圧機器の場合、100台以上保管している事業場は8事業場で、約4,800台が保管され、全保管台数の約40%に当たります。安定器を含む低圧機器を2万台以上保管している事業場が7事業場あり、全保管台数の約60%に当たります。

中小企業者等については、高圧コンデンサを保管する事業場数は1,022事業場で、その保管数は1,946台で全体の約17%を占めますが、1事業場当たりの保管数は1~数台です。その他中小企業者等が保管しているPCB廃棄物としては高圧トランスや安定器等もあります。

## 第3節 使用量及び処分見込量

### PCB含有使用機器の現況

PCBは、昭和49年に使用が原則禁止になりましたが、電路\*として使用されていた電気工作物及び試験研究に用いる場合に限り、その使用が認められています。

\* 通常の使用状態で電気が通じているところをいう。

使用中のP C Bも将来的には廃棄物になると考えられるため、保管中のP C B廃棄物だけでなく使用中のものについてもその量を把握する必要があります。

このため、P C B廃棄物特別措置法では、P C B廃棄物を保管している事業場においてP C Bを使用する製品を使用している場合は、その使用状況について保管状況と併せて届出することとされています。また、電気事業法では、平成13年の法改正により、P C B絶縁油を使用した電気工作物を使用している場合、所轄する経済産業局長へ報告するよう義務づけられました。

この結果、P C B廃棄物特別措置法に基づく平成14年3月31日現在の使用状況の届出と近畿経済産業局の平成15年3月31日現在の使用機器の報告をもとに、重複分を除いた機器の種類毎の大坂府内の使用量は、表2-2のとおりです。

高圧機器は約1,450台、低圧機器は約500台、また安定器については約18,000台が使用されています。なお、関西電力(株)で使用されている柱上トランスは、近畿2府4県で約12万台です。

### 処分見込量

P C B廃棄物の処分見込量は、使用中の機器等も将来的には廃棄物になるものと考えられます。したがって、『保管量+使用量』が最終的に処分を行わなければならぬ量となり、機器の種類毎の処分見込量は、表2-3のとおりです。

表2-2 P C B使用製品の使用状況

機器の種類	大阪府(大阪市を除く。)	
	使用事業場数	使用量
高圧トランス	42	85 台
高圧コンデンサ	553	1,357 台
低圧トランス	0	0 台
低圧コンデンサ	8	480 台
柱上トランス	-	※ 約 120,000 台
安定器	51	17,926 個
廃PCB	0	0 kg
PCBを含む廃油	0	0 kg
感圧複写紙	0	0 kg
ウエス	0	0 kg
汚泥	0	0 kg
その他の機器等	6	19 台

注) 平成14年3月31日現在のP C B廃棄物特別措置法による保管状況届出書中の使用状況と電気事業法電気関係報告規則による使用電気工作物の報告により作成

※ 近畿2府4県に存在する台数

表2-3 P C B廃棄物処分見込量

機器の種類	大阪府(大阪市を除く。)	
	処分見込量	
高圧トランス	707	台
高圧コンデンサ	12,545	台
低圧トランス	402	台
低圧コンデンサ	301,232	台
柱上トランス	※ 約 201,000	台
安定器	325,345	個
廃PCB	971	kg
PCBを含む廃油	25,327	kg
感圧複写紙	65,184	kg
ウエス	147	kg
汚泥	1,180	kg
その他の機器等	1,771	台

※ 近畿2府4県に存在する台数

## **第3章 P C B廃棄物の処理体制の確保**

---

### **第1節 環境事業団による拠点的広域処理施設**

#### **1 環境事業団による拠点的広域処理施設の整備**

近畿2府4県における環境事業団による拠点的広域処理施設は、大阪市此花区に設置され、今後都市計画審議会及び廃棄物処理法による産業廃棄物処理施設設置許可等の手続が順次進められ、平成18年4月に処理が開始される予定です。大阪府はこの拠点的広域処理施設の設置が推進されるよう協力するとともに、近畿ブロックの府県及び保健所設置市（11市）により構成している「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」（以下「近畿ブロック協議会」という。）と連携して、円滑な事業運営が図られるよう努めます。

#### **2 確実な処理のための体制整備の方策**

##### **(1) 拠点的広域処理施設への計画的な搬入**

環境事業団により現在整備中の拠点的広域処理施設において、期間内にP C B廃棄物を処理するためには、大阪市内のP C B廃棄物を平成18年4月から当初2年間に先行処理を実施し、大阪市を除く近畿ブロック各府県のP C B廃棄物は、その後順次処理することとされています。大阪府及び府内保健所設置市（大阪市を除く。以下「大阪府等」という。）は、環境事業団に対し早期に受入計画を策定するとともに、保管事業者等に周知及び積極的な勧誘を実施するよう働きかけます。

具体的な搬入調整に当たっては、大阪府等の実情に即した取扱いがなされるよう近畿ブロック協議会と環境事業団との間で受入調整を行い、円滑な処理を推進する体制の整備に努めます。

また、当初2年間でも、不法投棄された物やP C Bが漏出し生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合などについては、環境事業団による処理ができるよう近畿ブロック協議会において協議します。

こうした取り組みと同時に、大阪府等は拠点的広域処理施設においてP C B廃棄物の適正処理が促進されるように、保管事業者に対して、早期処理に向けての意識向上を図り、適正処理の指導を行います。

##### **(2) 中小企業者保管物の早期処理の促進**

大阪府内のP C B廃棄物保管事業者には中小企業者も多く、P C B廃棄物の長期保管による負担が大きくなっています。また、中小企業を取り巻く最近の

経済情勢は厳しいものがあり、中には倒産・廃業や事業転換を余儀なくされる者が少なくなく、現在保管しているP C B廃棄物の速やかな処理が急務となっています。

このため、大阪府をはじめとする都道府県と国は、中小企業者が保管しているP C B廃棄物の処理費用の負担軽減が図られるようP C B廃棄物処理基金を造成しています。今後も大阪府は継続して処理基金に拠出し、中小企業者が保管しているP C B廃棄物の早期処理を促進します。

また、大阪府等のインターネットや各種媒体を通じ、処理費用や処理開始時期等のP C B廃棄物処理に係る情報を速やかに提供します。

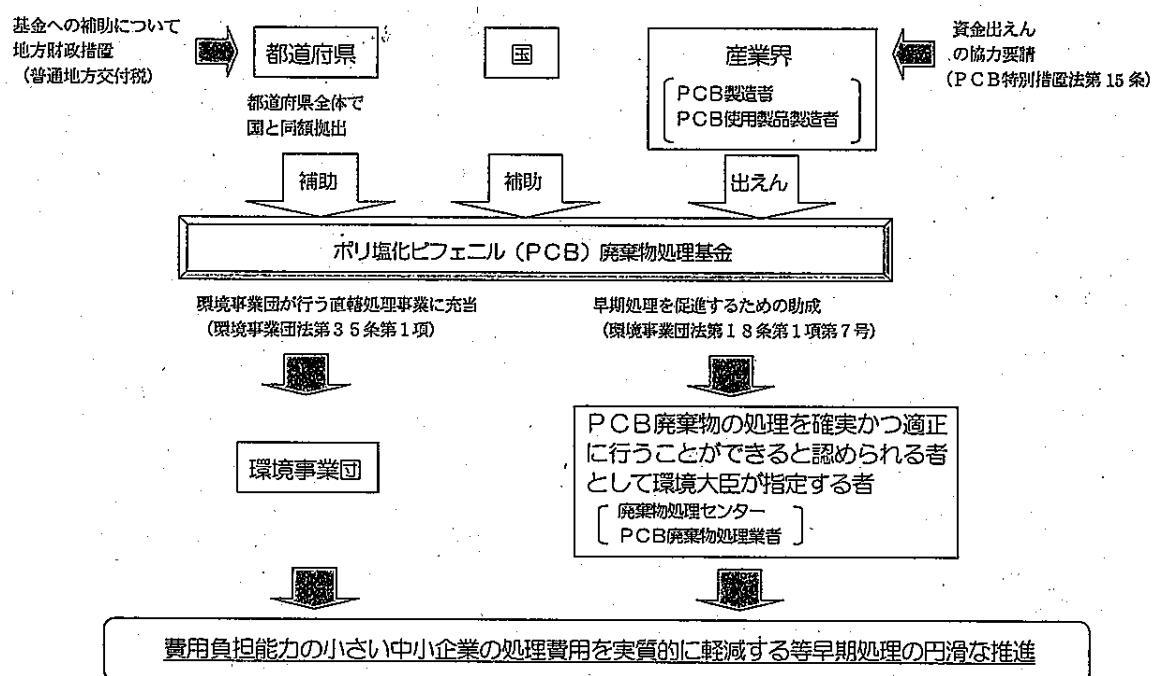


図3-1 P C B廃棄物処理基金の仕組み図

### (3) P C B処理事業の環境保全対策及び情報公開

#### 環境保全対策

P C B廃棄物の処理施設設置に際しては、過去の処理施設が予定地周辺住民の理解が得られず設置を断念した経緯を踏まえると、周辺環境に影響を与えることがないように万全な対策が求められています。

環境事業団による拠点的広域処理施設の安全対策及び環境保全対策については、環境事業団が設置した学識経験者等で構成される「P C B廃棄物処理事業検討委員会大阪事業部会」で十分検討され、その結果を取りまとめた「大阪P C B廃棄物処理事業の処理施設について」(平成15年5月)に基づき、環境保

全に万全の配慮がされた適切な措置が図られることとなっています。

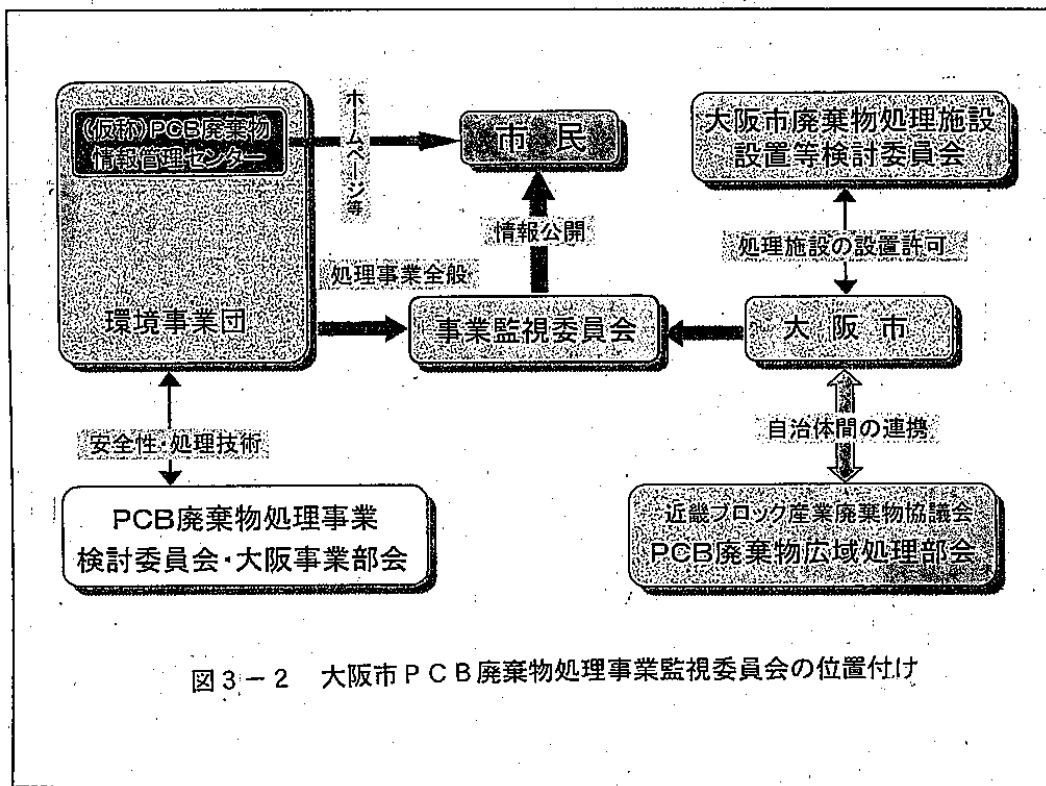
また、処理事業開始後には、施設の稼動状況、P C B 廃棄物の搬入状況並びに排水や排気中のP C B の動向を把握するための環境モニタリングの実施状況等の環境保全対策を「大阪市P C B 廃棄物処理事業監視委員会」(平成15年9月設置)においてチェックし監視する体制が整備されています。

大阪府等は、近畿ブロック協議会と連携して、環境事業団による環境保全対策が適切に実施されるよう必要な助言・指導に努めます。

#### 情報公開

環境事業団による拠点的広域処理施設の整備・運営に当たっては、何よりも情報公開が重要であり、環境事業団は処理施設周辺住民に対して、事業の安全性等について理解を得るための十分な説明を行うとともに、信頼性の向上に努めることが求められます。この施設の稼動状況やP C B 廃棄物の搬入状況及び環境モニタリングの実施状況などの情報全般を、環境事業団は一元的に管理・集約化し迅速かつ積極的に開示するよう、大阪府等は働きかけます。

さらに、大阪府等は環境事業団と連携しこれらの情報の共有化を図り、保管事業場の変更届出等他の行政情報を加味して、処理に係る必要な情報をインターネット上に掲載する等各保管事業者をはじめ、広く府民に情報提供するよう努めます。



(大阪市作成図引用)

## 第2節 その他のP C B廃棄物処理施設

### 1 自社処理施設

P C B廃棄物を多量に保管している民間事業者には、自ら処理施設を設置し、保管物の処理を行っているところがあります。大阪府域においても、関西電力(株)が柱上トランス油を脱塩素化分解法により1日当たり36キロリットル処理し、併せてトランスクースを1日当たり96台洗浄処理する施設を大阪市内に設置し、平成15年から一部処理を開始しています。今後も大阪府は、関西電力(株)のP C B廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導・助言を行います。

### 2 低圧機器等P C B汚染物の処理施設

環境事業団が拠点的広域処理施設で処理を行う品目以外の低圧トランス、低圧コンデンサや安定器、感圧複写紙、ウエス等のP C B汚染物については、現在、国において処理体制整備の検討が進められており、大阪府はこの検討が円滑に進むよう必要な協力をています。

また、処理体制が確立するまでの間、大阪府は事業者に対してP C B汚染物の適正保管の指導を実施します。

## 第4章 PCB廃棄物による環境汚染の防止

### 第1節 PCB廃棄物による環境汚染の防止

#### 1 事業者によるPCB廃棄物の適正保管の徹底

##### 保管状況等届出の徹底

PCB廃棄物特別措置法により、PCB廃棄物保管事業者は、保管状況を知事に届出することが義務づけられましたが、平成15年12月に総務省が環境省に対し行った「PCB廃棄物対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において指摘されているように、依然として保管事業場の実態把握が十分でないとともに、適正な保管が行われていない事業場も一部見受けられるところです。大阪府等では今後一層の実態把握に努め、PCB廃棄物の適正な保管と届出書の提出を指導するとともに、届出済み事業者についても廃棄物処理法に基づき事業場毎に義務付けられている特別管理産業廃棄物管理責任者の設置や掲示板の表示等の履行を強く指導します。

##### 適正保管の周知

PCB廃棄物については、紛失や事故を未然に防止し、環境事業団による処理が開始されるまでの間、今後も各事業者において適正に保管される必要があります。

このため、大阪府等は平成8年に作成した「PCB廃棄物適正保管マニュアル」を改訂し、適正保管について周知を図るため、個別の事業場に対する巡回、立入指導を強化します。

また、事業者へのさらなる意識向上を図るために、電機メーカーなどの電気事業関係者、各種業界団体、地域商工会等に働きかけ、そのネットワークを最大限に活用し、周知に努めます。



図4 PCB廃棄物保管例

## 2 不法投棄の未然防止

不法投棄の未然防止のため、関係事業者・土地所有者等への周知徹底や不法投棄の発生地域での監視活動の一層の強化に努めます。

特にP C B廃棄物は工場等の建築物の増改築や解体時に、誤って処分されたりする可能性があるため、P C B廃棄物が他の産業廃棄物に混在することのないよう事前にチェックを行うなど建築業者、解体業者等に対してP C B廃棄物の適正処理について周知啓発に努めます。

さらに、平成16年1月全面施行された「大阪府循環型社会形成推進条例」(以下、「循環条例」という。)に定められている土地所有者等の責務について周知に努めます。

また、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、P C B廃棄物特別措置法及び循環条例等関係法令に照らし厳正に対処することとします。

## 3 使用中機器の適正処理の推進

### 使用中機器の処理

P C Bを含有したトランスやコンデンサ等の電気機器は、耐用年数が長く、またP C B廃棄物特別措置法や電気事業法においても使用中止の規定がないため、現在も大阪府内で約2万台の使用が確認されています。これら使用中機器についてもP C B廃棄物特別措置法の処理期限である平成28年7月までに使用事業者が処理することを目指します。

### P C B含有使用機器の転換と情報の周知

大阪府等は期間内処理を徹底するため、P C B含有電気機器を使用する事業者に対して、近畿経済産業局と連携して非P C B機器への早期転換を促す指導を実施します。特に府内の公共機関で使用するP C B含有電気機器については、速やかに転換を図るよう周知します。

併せて、(財)関西電気保安協会等関係業界とも連携しP C B廃棄物の適正処理に係る情報の周知に努め、P C B含有使用機器の早期処理について啓発します。

## 第2節 収集運搬体制の安全性確保

### 収集・運搬時の安全性確保

P C B廃棄物を保管事業者から環境事業団の処理施設に搬入するに当たっては、現行法令の遵守はもとより安全性に配慮したより慎重な対応が求められます。

現在、国においては廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準の見直しと収集・運搬に係る技術的な方法や留意事項を定めた「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」の策定作業が進められています。

こうした動向を踏まえ、今後、大阪府等はP C B廃棄物の収集・運搬を行う者（許可業者及び自社運搬者）に対して、処理基準の遵守やガイドラインを周知するとともに、適切な指導監督を行い安全性の確保を図ります。

また、収集・運搬時の安全性確保のためには、収集・運搬時の作業管理や運搬時の運行管理が重要ですので、大阪府等は、（社）大阪府産業廃棄物協会と連携して、説明会を開催する等収集・運搬の実施にあたって、必要なノウハウを提供するように努めます。

#### 緊急時の対応

P C B廃棄物を環境事業団の処理施設へ搬入するに当たり、搬入経路における事故の発生等緊急時に速やかな対応が取れるよう、近畿ブロック協議会や環境事業団と連携して緊急時対応マニュアルや緊急連絡体制を整備します。

#### 情報提供

収集・運搬の実施に当たっては、環境事業団の処理施設での受入計画や受入条件に従い適切な収集・運搬が行われるよう事業者間で詳細な調整を行う必要がありますが、P C B廃棄物の運行管理や受入処理状況等の情報を速やかに提供するよう環境事業団に働きかけます。

### 第3節 その他の重要事項

#### 低圧機器等P C B汚染物処理施設の早期整備

高圧トランス・高圧コンデンサ以外のP C Bを含む低圧機器、感圧紙等P C B汚染物の処理については、現在、環境事業団が効率的・合理的に処理するための処理技術情報の調査等を行っていますが、P C B汚染物も含めたP C B廃棄物の処理期限が定まっているため、これらを処理する施設の整備が早期に必要です。については、現在整備中の拠点的広域処理施設と同様のP C B汚染物の処理体制が整備されるよう国に対し早急な検討とその実施を要望します。

また、政令改正により特別管理産業廃棄物として追加される予定のP C Bが混入した汚泥等についても早期に処分方法等を示すよう国に働きかけます。

#### 低濃度P C B汚染物対策の推進

近年、P C Bを使用していないとするトランス等重電機器の一部の機器に微量のP C Bに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになっています。

これらのP C Bに汚染されたおそれのある廃棄物については、現在、国が「低濃度P C B汚染物対策検討委員会」を設置し、その原因及び処分方法等について検討中ですが、その対策のあり方は今後の事業者の保管や適正処理の推進に大きな影響を及ぼすものです。このため、低濃度P C B汚染物に係る対策について、早期に検討結果を提示し、必要な対策に取り組むよう国に要望するとともに、府としても関係業界等への周知や事業者への適切な指導に努めます。

#### **不適正処理未然防止のための抜本的対策の確立**

倒産や廃業により所有者が不明になったP C B廃棄物や不法投棄されたP C B廃棄物の取扱いについては、廃棄物処理法やP C B廃棄物特別措置法に明確な定めがないことから、その保管・処理のあり方が問題となっています。

また、近年、事業者における保管の長期化や急激な経済状況の変化等に伴い、こうした事案が増加するおそれがあることにかんがみ、所有者が不明になったり不法投棄される前に適切な保管や処理を図る未然防止の取り組みが急務となっています。

このため、関係法令の整備を含め、不適正処理を未然防止するための抜本的対策の確立を国に要望します。

## 參考資料

## 大阪府ＰＣＢ廃棄物処理計画検討委員会開催状況

平成15年8月28日(木) 第1回委員会開催

- 処理計画の位置づけと今後のスケジュール
- PCB廃棄物の現状
- PCB廃棄物処理計画について

平成15年10月28日(火) 第2回委員会開催

- PCB廃棄物の処理に係る課題について
  - ・環境監視研究所 中地重晴
  - ・(社)日本電機工業会 沼野真志
- PCB廃棄物の処理に係る課題の抽出について
- 処理計画骨子(案)について

平成15年12月25日(木) 第3回委員会開催

- 大阪府PCB廃棄物処理計画(素案)について

## 大阪府PCB廃棄物処理計画検討委員会委員名簿

浦邊 真郎 福岡大学大学院 客員教授

相馬 芳枝 産業技術研究所 研究顧問

中野 加都子 神戸山手大学 助教授

前田 英昭 大阪商業大学 教授

○宮南 啓 大阪府立大学 名誉教授

(五十音順)

○：委員長

府民等からの意見募集方法の概要とその結果

## 府民等からの意見募集方法の概要とその結果

### 1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集期間 :

(2) 周知方法 :

(3) 縦覧場所等 :

《縦覧場所》

•

•

•

•

•

(4) 意見の提出方法 :

(5) その他 :

### 2 意見の件数等

(1) 意見提出件数 :

(2) 意見件数の分類 :

(3) 主な意見の概要

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

## 参考資料 1 P C Bに関する経緯

年	内 容
1 8 8 1 (明治 14 年)	・ドイツのシュミット、シュルツ氏が P C B の合成に成功
1 9 2 9 (昭和 4 年)	・米国スワン社（後にモンサント社に合併）工業生産開始
1 9 5 4 (昭和 29 年)	・国内にて製造開始（鐘淵化学工業） ・三菱モンサント（現・三菱化学）は 1969 年製造開始
1 9 6 6 (昭和 41 年)	・スウェーデンの S. Jensen が魚類や鳥類の体内に P C B を確認
1 9 6 8 (昭和 43 年)	・カネミ油症事件発生
1 9 7 2 (昭和 47 年)	・行政指導により P C B の製造中止、回収の指示（保管の義務）
1 9 7 3 (昭和 48 年)	・化審法制定 翌年以降 P C B 製造・輸入・使用の原則禁止
1 9 7 6 (昭和 51 年)	・電気事業法において P C B 使用器具の電路への施設の原則禁止 ・廃棄物処理法の処理基準として高温焼却を規定
1 9 8 4 (昭和 59 年)	・通産省「P C B 使用電気機器の取扱について」を通達
1 9 8 7 ~ 1 9 8 9 (昭和 62 ~ 平成元年)	・鐘淵化学工業㈱高砂事業所において、液状廃 P C B (5,500 ㌧) の高温焼却処理を実施
1 9 9 2 (平成 4 年)	・廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物等に指定
1 9 9 3 (平成 5 年)	・厚生省が平成 4 年に実施した P C B 廃棄物の保管状況調査結果を公表
1 9 9 7 (平成 9 年)	・産業廃棄物処理施設に、廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設、P C B 処理物洗浄施設を追加
1 9 9 8 (平成 10 年)	・廃棄物処理法の処理基準に化学分解法等を追加
1 9 9 9 (平成 11 年)	・住友電工㈱が自家処理開始
2 0 0 0 (平成 12 年)	・厚生省が平成 10 年に実施した P C B 廃棄物の保管状況調査結果を公表
2 0 0 1 (平成 13 年)	・P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布施行 ・大阪市が P C B 廃棄物処理基本計画策定・公表
2 0 0 2 (平成 14 年)	・環境事業団法改正 環境事業団により処理施設の整備、処理業務の実施 ・環境省 P C B 特別措置法に基づく P C B 保管等状況結果を公表 ・廃棄物処理法の処理基準にプラズマ分解方式を追加
2 0 0 3 (平成 15 年)	・大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画認可 ・環境省が P C B 廃棄物処理基本計画を策定 ・関西電力㈱が自家処理開始（柱上トランス油及びケース）

(P C B 処理技術ガイドブックに加筆)

## 参考資料 2

### 環境事業団による大阪事業実施計画に対する意見

大阪府 (平成 15 年 2 月 12 日)

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に早期に着手すること。
- 2 処理施設の稼動にあたっては、安全かつ適正な運転管理や搬入管理を行うこと。
- 3 事業に係る情報を積極的に公開すること。
- 4 中小の事業者が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理が進められるよう処理費用の低減並びに早期処理に努めること。

大阪市 (平成 15 年 2 月 6 日)

#### 大阪における P C B 廃棄物処理事業の受入条件 (抜粋)

- 1 基本的考え方
- 2 国及び環境事業団の責任と役割の明確化
  - (1) 国の責務
  - (2) 環境事業団の責務
- 3 安全性の確保
  - (1) 安全性の高い処理技術の採用など処理における安全性の確保
  - (2) 収集運搬の安全性の確保
- 4 安全性確保の体制整備と情報公開
  - (1) 「(仮称) P C B 廃棄物情報管理センター」の設置
  - (2) 「(仮称) 事業監視委員会」への責任ある対応
  - (3) 情報公開と市民への説明責任
- 5 円滑な事業推進
  - (1) 大阪市内の P C B 廃棄物の先行処理

環境事業団は、大阪市内の P C B 廃棄物を、平成 19 年度末を目指して先行して処理すること。
  - (2) 関係自治体との連携
  - (3) 地域に密着した事業推進
- 6 環境情報発信機能の整備と周辺環境への配慮
  - (1) 環境関連施設と連携した環境教育・環境情報発信機能の整備
  - (2) 周辺環境への配慮

## 参考資料3

## P C B 廃棄物の処理技術

種類 処理施設	除 去 施 設		分 解 施 設					焼却施設	
	環境大臣が定める方法		環 境 大 臣 が 定 め る 方 法						
	洗 净	分 離	脱 塩 素 化 分 解 方 式	水 热 酸 化 分 解 方 式	還 元 热 化 学 分 解 方 式	光 分 解 方 式	プラズマ分 解 方 式		
廃 P C B 等	×	×	○	○	○	○	○	○	
P C B 汚染物	紙くず	○	○	×	○	○	×	○	
	木くず								
	繊維くず	○	○	×	○	○	×	○	
	廃プラスチック類								
	金属くず	○	○	×	○	○	×	○	
	陶磁器くず								
P C B 处理物	廃油・廃酸・廃アルカリ	×	×	○	○	○	○	○	
	廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず	○	○	×	○	○	×	○	
	紙くず、木くず、繊維くず	○	○	×	○	○	×	○	
	その他(燃え殻、ばいじん)	×	×	×	○	○	×	○	

○：廃棄物処理法で認められた方式

×：廃棄物処理法で認められてない方式

参考資料4

## 大阪府内のPCB廃棄物保管量

(H14.3.31現在)

廃棄物の種類	大阪府（大阪市除く）		大阪府所管（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市除く）		堺市		東大阪市		高槻市	
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高圧トランス	88	622 台	61	556 台	13	34 台	9	24 台	5	8 台
高圧コンデンサ	2,142	11,188 台	1,484	8,783 台	296	1220 台	261	695 台	101	490 台
低圧トランス	12	402 台	11	401 台	1	1 台	0	0 台	0	0 台
低圧コンデンサ	247	300,752 台	200	258,097 台	26	※1 35,615 台	10	4,539 台	11	2,501 台
柱上トランス	5	81,400 台	3	62,000 台	0	0 台	2	19,400 台	0	0 台
安定器	431	307,419 個	312	270,718 個	43	※2 14,468 個	55	9,087 個	21	13,146 個
廃PCB	6	971 kg	2	858 kg	0	0 kg	4	113 kg	0	0 kg
PCBを含む廃油	43	25,327 kg	35	25,048 kg	4	※3 75 kg	0	0 kg	4	203 kg
感圧複写紙	10	65,184 kg	7	61,771 kg	1	450 kg	0	0 kg	2	2,963 kg
ウエス	19	147 kg	18	147 kg	0	0 kg	0	0 kg	1	0 kg
汚泥	1	1,180 kg	0	0 kg	1	1180 kg	0	0 kg	0	0 kg
その他の機器等	42	1,752 台	31	1,705 台	5	15 台	4	15 台	2	17 台

注1) 廃PCB及びPCBを含む廃油については、重量又は堆積で計上されたものの内、体積で計

※1 400L

上された分については、1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

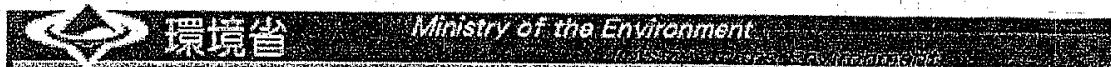
※2 4,800L、19,427kg、36ドラム缶

※3 1缶、5個

参考資料5

## 大阪府内のPCB含有機器使用量

使用機器の種類	大阪府（大阪市除く）		大阪府所管（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市除く）		堺市		東大阪市		高槻市	
	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高圧トランス	42	85 台	22	47 台	11	20 台	9	18 台	0	0 台
高圧コンデンサ	553	1,357 台	389	804 台	65	354 台	75	159 台	24	40 台
低圧トランス	0	0 台	0	0 台	0	0 台	0	0 台	0	0 台
低圧コンデンサ	8	480 台	4	274 台	3	180 台	1	26 台	0	0 台
安定器	51	17,926 台	29	11,620 台	8	4,222 台	7	1,477 台	7	607 台
その他の機器等	6	19 台	5	17 台	0	0 台	1	2 台	0	0 台



[HOME](#) | [総合検索](#) | [新着情報](#) | [報道発表](#) | [お知らせ](#) | [法令・白書](#) | [MOEメール](#) | [ヘルプ](#)

[環境省](#) > [報道発表資料](#) > [2004年1月](#) >

報道発表資料

Press release

平成16年1月15日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令について

**概要：** 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が1月16日(金)の閣議で決定される予定です。

この政令は、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥等を特別管理産業廃棄物に追加するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る収集運搬基準を新たに創設する等の改正を行うものです。

#### 本文： 1. 改正の趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行以後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の保管事業者による保管状況の届出等によりPCB廃棄物の実態が明らかとなるとともに、平成16年12月より日本環境安全事業株式会社がPCB廃棄物の処理事業を開始することとなっている。

このため、特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物の範囲を拡大するとともに、PCB廃棄物の収集運搬に係る規制の強化等の措置を講じ、その適正処理を確保する必要がある。

#### 2. 主な改正の内容

##### (1) ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ汚泥等の特別管理産業廃棄物への追加(第2条の4第5号イ関係)

「汚泥(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び「工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの」を特別管理産業廃棄物に追加する。

##### (2) PCB廃棄物に係る収集運搬基準の創設(第4条の2第1号木及びヘ並びに第6条の5第1項第1号イ関係)

PCB廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとともに、PCB廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他環境省令で定める構造を有するものであることとする。

### 3. 今後の予定

- 閣議:平成16年1月16日(金)
- 公布:平成16年1月21日(水)
- 施行:平成16年4月 1日(木)

**添付資料:** 同 政令案[PDFファイル 11KB]  
新旧対照表[PDFファイル 20KB]

**連絡先:** 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

課長: 森谷 賢  
係長: 嘉屋 朋信  
担当: 谷貝 雄三(6878)

---

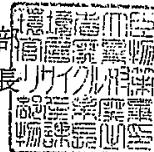
▲Page Top



環境省発第040217005号  
平成16年2月17日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長



### 重電機器等から微量のP C Bが検出された事案について

廃棄物行政の推進については、日頃、ご尽力いただき感謝申し上げます。

標記については、平成15年11月26日付け環境省発第031126009号及び平成16年2月17日付け環境省発第040217003号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところによる他、微量のP C Bの混入の可能性を完全には否定できないとされる変圧器等の重電機器及びO Fケーブル（以下、「重電機器等」という。）が廃棄物となった場合等の廃棄物処理法及びP C B特別措置法の取扱いについては、下記によることとします。

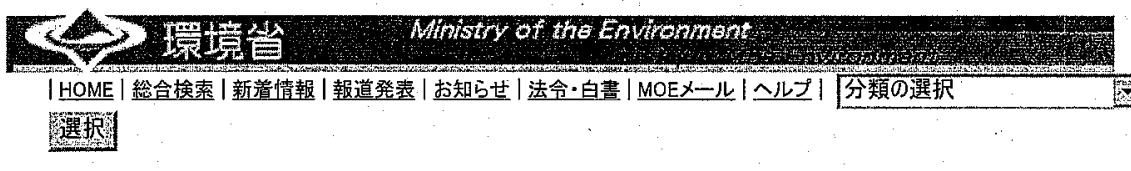
このため、今般、当職より（社）全国産業廃棄物連合会に対して別添のとおり要請し、従前より、環境省及び経済産業省から（社）日本電機工業会等に対して、関係事業者への情報提供を要請していることと合わせ、関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する情報提供を推進しているところです。

貴職におかれましては、本件に係る情報及び本件に係る重電機器等が廃棄物となった場合の取扱いについて、引き続き関係事業者及び産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方よろしくお願いします。

#### 記

1. 産業廃棄物処理業者にあっては、事業者から廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対して、P C B混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。当該廃重電機器等について、P C Bの混入が確認された場合には、P C B廃棄物として適正に処分することができる者以外、処分を受託してはならないものであること。
2. 廉油もしくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、産業廃棄物処理業者にあっては、事業者に対し、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、1. のとおりP C B混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。

3. 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のP C B濃度が処理の目標基準である0.5 mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、P C B廃棄物に該当しないものであること。
4. 分析のために試料を採取し、これを運ぶ場合、廃棄物処理法及びP C B特別措置法の適用を受けないものであること。なお、分析のための試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に余った試料は、事業者に返却することとされたいこと。



環境省 > 報道発表資料 > 2004年3月 >

## 報道発表資料

## Press release

平成16年3月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集

**概要：** 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、電子メール及び郵送により、意見を募集(パブリック・コメント)いたします。御意見のある方は、3. 募集要領に沿って御提出下さい。

### 本文： 1. 改正の趣旨

- (1) 平成16年度から日本環境安全事業株式会社(現環境事業団)においてポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)の処理が本格的に実施されることに伴い、処理施設において閲覧される維持管理記録の詳細等について規定する必要がある。一方、PCB廃棄物については、確実な保管を担保するため原則譲渡禁止とされているが、保管事業者の倒産等によりPCB廃棄物の適正な保管・処分が困難となった場合に当該保管者の親会社等が引き受けを申し出るような事例も見られることから、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがない場合には譲渡禁止の例外を認め、倒産等による不適正保管の防止を図る必要がある。
- (2) 内閣府において平成15年11月に受け付けた全国規模の規制改革要望を踏まえ、廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続における申請書類の簡素化等のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する必要がある。

### 2. 改正の概要

#### 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理関係】

- (1) 廃PCB等の分解施設等の維持管理記録の閲覧  
廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄、分離施設に

ついて、その維持管理の結果に関し施設の種類ごとに記録し、生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧に供する事項を定める。

(2) PCB廃棄物の譲渡禁止の例外規定の追加

PCB廃棄物の譲渡禁止の例外として、PCB廃棄物を引き続き保管せざることが適当でないと都道府県知事が認めた場合に、PCB廃棄物を適正かつ確実に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合を追加する。

(3) PCB廃棄物処理基本計画の見直し規定の創設

PCB廃棄物処理基本計画の制定手続として、直前の見直しから少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、見直しを行うこととする。

**【規制改革関連】**

(1) 先行許可制度の拡充

先行許可制度は、産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けている者が、新たに別の許可を申請する際に、廃棄物処理法施行規則に定める全ての添付書類を提出して受けた別の許可証(以下「先行許可証」という。)の提出をもって、欠格要件に係る審査のために必要な「住民票の写し」等の添付書類の省略を認める制度である。この制度の対象として、他の都道府県や他の業区分における更新許可の申請の際にも適用を可能とする。

(2) 申請書類の簡素化

各事業年度における有価証券報告書(企業の経理状況等を示す報告書であり、証券取引法第24条第1項に基づき一定の株式上場会社等に作成が義務づけられている。)の提出をもって、経理的基礎に関する書類等の提出に代えることを可能とする。

施行予定日:平成16年4月1日

**3. 募集要領**

(1) 募集期間

平成15年3月22日(月)まで(郵送の場合は左記期限必着)

(2) 御意見の送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体)、電話番号等の連絡先を必ず明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して

下さい。なお、下記以外の方法(電話等)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承下さい。

[1] 電子メール

宛先: [hairi-sanpai@env.go.jp](mailto:hairi-sanpai@env.go.jp)

※添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい。

※件名を「廃棄物処理法施行規則等の一部改正について」として下さい。

[2] 郵送

宛先: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

※封筒に赤字で「廃棄物処理法施行規則等の一部改正について」と記載して下さい。

[3] ファックス

宛先: 03-3593-8264

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

※冒頭に件名として「廃棄物処理法施行規則等の一部改正について」と記載して下さい。

(3) 御意見の取扱い

頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承下さい。また、頂いた御意見に対して個別に回答はしかねますので、あわせて御了承下さい。

(4) その他

現行の廃棄物処理法施行規則につきましては、下記URLからダウンロードできます。

URL: <http://law.e-government.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>

添付資料:

連絡先: 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

課長: 森谷 賢

係長: 嘉屋 朋信

担当: 宮崎 千晶(6878)

### 総務省P C B廃棄物対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

- 12月5日に総務大臣が環境大臣に対して勧告書を手交。
- 環境省は勧告に基づき、都道府県等において確実に取組みがなされるよう一層の指導、助言を実施。

#### 調査目的

- P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のために必要な、情報の収集、整理、適正な保管及び立入検査が適切に実施されているかを調査するものである。

#### 調査結果

- 都道府県等は、P C B廃棄物保管事業場の実態把握が不十分及びP C B特別措置法に基づく届出の励行指導が不適切な事例があった。
- 環境省は、平成12年閣議了解に基づく調査により把握したP C B使用安定器の保管状況等について、都道府県等への情報提供が不足している。
- 保管事業場におけるP C B廃棄物の保管状況は、廃棄物処理法に基づいて掲示がなされていない等、保管基準を遵守していない事例があった。
- 調査した23都道府県等のうち、7都道府県等でP C B特別措置法に基づく立入検査が行われていない。また、立入検査が行われている都道府県であっても、立入検査方針が定められていないなど不十分な事例があった。

#### 勧告要旨

- 環境省は、他省庁から保管事業場の情報を一層収集し都道府県等に情報提供すること。
- 都道府県等に対し次の措置を講ずるよう技術的助言を行うこと。
  - ① 事業場名簿の的確な整備を図ること。
  - ② 届出提出について指導徹底すること。
  - ③ 計画的な立入検査を行うとともに、立入検査の実効性を確保すること。
  - ④ P C B特別措置法、廃棄物処理法に基づき、保管管理の徹底について指導し、指導に従わない事業者には厳正な処分をおこなうこと。